

東京二十三区清掃一部事務組合ごみ焼却灰処理業務特定共同企業体取扱要綱

令和3年1月18日副管理者決定

2清総契第386号

改正 令和7年2月14日6清総契第394号

(目的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合発注のごみ焼却灰処理業務（以下「処理業務」という。）を委託する場合において、処理業務の確実かつ円滑な履行を目的に結成される特定共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、特定共同企業体とは、処理業務及び当該処理に伴う業務の提供を共同して行うことを目的に、複数の構成員により結成される組織をいう。

(契約方法)

第3条 処理業務の契約は、一般競争入札によるものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、2者以上とする。

(構成員の要件)

第5条 特定共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成12年規則第51号。以下「規則」という。）第7条（第35条において準用する場合を含む。）の規定により組合の執行する一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すると認めた者で、かつ、規則第6条の規定による入札参加禁止措置を行われていない者であること。
- (2) 一般廃棄物処理施設設置許可証を有する者で、かつ、処理業務が必要とする条件を満たす者であること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、当該処理に伴う業務の一部として、輸送業務を行う者においては、東京二十三区清掃一部事務組合ごみ焼却灰輸送業務特定共同企業体取扱要綱（令和3年1月18日付け2清総契第385号副管理者決定）の規定に基づく構成員の要件を満たす者であること。
- (4) 処理業務を目的とする他の特定共同企業体の構成員ではない者であること。

(結成方法)

第6条 特定共同企業体の結成は、特定共同企業体協定書に基づき結成されるものとし、第4条及び第5条の規定に基づく構成員の任意の組合せによる自主結成とする。ただし、地域性、環境性等の事情により、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(代表者の要件)

第7条 特定共同企業体の代表者は、特定共同企業協定書で定めたものとする。

(出資比率)

第8条 特定共同企業体の構成員の最小限度の出資比率は、次の各号に掲げるとおりとする。

る。ただし、これにより難いときの最小限度の出資比率は、管理者が別に定めるものとする。

- (1) 2 者の場合 30 パーセント以上
- (2) 3 者以上の場合 20 パーセント以上

(入札参加の申請)

第9条 特定共同企業体は、競争入札に参加を希望するときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 処理業務委託入札参加資格審査申請書
 - (2) 処理業務委託特定共同企業体協定書の写し
 - (3) 使用印鑑届
 - (4) その他管理者が定める書類
- (資格認定)

第10条 特定共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査の上、行うものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第11条 特定共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、既存構成員が共同連帯して業務完成の義務を負うものとする。

- 2 構成員のいずれかが当該処理業務の履行期間中において、脱退又はその他やむを得ない事情により業務の履行が行えなくなり、既存構成員のみでは適正な履行の確保が困難と認められるときは、当該処理業務の契約権者は、既存構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請書により、第5条の各要件を満たしている者を当該特定共同企業体の新たな構成員として加入させることについて申請するものとする。

(存続期間)

第12条 特定共同企業体の存続期間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約の相手方となった場合の存続期間は、当該契約の履行完了後3か月を経過するときまでとする。
- (2) 契約の相手方とならなかった場合の存続期間は、他の者との間で当該契約が締結されたときまでとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月14日から施行する。